福島県知事

内堀 雅雄 様

団 長 神山 悦子 副 団 長 宮川えみ子

日本共産党福島県議会議員団

幹事長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

## 2023年9月定例県議会に関する申し入れ

#### はじめに

岸田政権は8月22日、関係閣僚会議を開催し、福島第一原発汚染水・ALPS処理水の海洋放出を24日に開始することを決定しました。政府と東京電力が2015年に県漁連と交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束も無視し、スケジュールありきで強行することは断じて許されません。放出開始決定に強く抗議するとともに、撤回を求めるものです。20日に第一原発を視察した岸田首相は、翌21日全漁連の坂本会長と会談、坂本会長は「漁業者、国民の理解を得られない処理水の海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」「科学的な安全と社会的な安心は異なるもの」と述べました。福島県の学者、研究者の呼びかけで結成された「原発事故からの復興とALPS処理水問題を考える福島円卓会議」は21日、3回目の会合を開き、今夏の海洋放出の凍結などを内容とする「緊急アピール」を発表しました。海洋放出開始は、原発事故からの復興へ一歩一歩着実に歩みを進めてきた県民の懸命の努力を無にすることに他なりません。内堀知事の姿勢が問われており、直ちに海洋放出中止を求めるべきです。

今年は災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでいます。国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第6次統合報告書」は、世界の平均気温は産業革命前からすでに 1.1 度上昇していると指摘、温室効果ガスの排出量を 35 年までに 19 年比 60%削減することの重要性を説いています。国連のグテレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べ、各国に具体的行動を呼びかけました。日本政府は、世界水準と比べ低すぎる削減目標を大幅に引き上げ、石炭火力の廃止、省エネルギーの本格推進・再生可能エネルギーの普及拡大に大転換すべきです。

物価高騰が暮らしを直撃し、特に生活困窮世帯が悲鳴を上げています。認定NPO法人「キッズドア」の緊急アンケート(6/26 発表)では、1人当たりの食費が月1万円以下(1食当たり110円以下)の家庭が4割と子どもが満足に食事をとれておらず、また電気代高騰で、猛暑の中でもエアコンを使用しない家庭は6割超との結果で、命に直結する事態です。日本の子

どもの貧困率は13.5%、7人に1人が貧困状態とされる中、岸田政権は深刻な事態を直視し、 現金給付をはじめ緊急対策をとるべきです。

今月19日、日米韓首脳会談が開かれ、インド太平洋さらには地球規模での3カ国の軍事協力を「前例のないレベル」に引き上げることを打ち出しました。国際秩序を脅かす中国の無法な行動は許されませんが、一方で、米国とその同盟国が中国に対する軍事包囲網を強めることは地域と世界の緊張を高めます。看過できないのは、共同声明が米国による核兵器を含む「拡大抑止」を強調し、核兵器の使用を前提にしていることです。今必要なのは、軍事対軍事、核対核の危険な悪循環をつくりだす米国中心の軍事的枠組みづくりではなく、あらゆる紛争を話し合いで解決し、平和的に共存する道を追求する外交努力に徹することです。

8月15日、78回目の終戦記念日を迎えました。核使用の危険をはらむ緊迫した情勢の中、広島・長崎の平和宣言で、広島県知事、広島市長、長崎市長がそれぞれ「核抑止力」論からの脱却を訴えたことは非常に重いものがあります。原水爆禁止2023年世界大会でも、核兵器の脅威を根絶するには、廃絶以外にないこと、とりわけ「核抑止力」論との決別を訴える声がこれまで以上に高まりました。政府は唯一の被爆国として「核抑止力」と決別し、核兵器禁止条約に参加すべきです。

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が5月8日から「5類」に移行され3か月半が経過、県民の感染に対する警戒感が薄れ、対策も不十分となる中で、県内医療機関の定点観測値(新規感染者数)は、直近1週間で平均14.01人と増加傾向にあります。軽症または無症状で受診しないことを考慮すれば、実数はさらに多いと推測されます。ウイルスの特性は変わらないだけに、医療支援の大幅削減や患者の負担増はすべきでなく、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある人のいのちを守るためにも、感染拡大防止の緊急対策が求められます。

岸田政権の強権政治に対し県民の立場で対峙し、いのちと暮らしを守るためにあらゆる方策をとるよう求めるものです。9月定例会に先立ち、以上の観点から、具体的施策を実施するよう要望します。

#### 一、岸田政権の強権政治から、県民の命と暮らし・平和を守る県政の役割発揮を

- 1、2015年に県漁連が国・東京電力と交わした「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」との約束を反故にし、岸田政権は24日にALPS処理水を海洋放出すると決定したことは許されない。知事は、国に海洋放出決定に抗議し、撤回を求めること。
- 2、原油・物価高騰は、今後も値上げが続くとされているが、すでに県民生活と県内事業者の 生業を直撃している。国に対し、国民生活と中小零細事業者へ直接支援策を行うとともに、 値上げ抑制対策を10月以降も継続するよう求めること。
- 3、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化するマイナ保険証をめぐるトラブル続発を受け、政府の個人情報保護委員会が、マイナンバーカードを管轄するデジタル庁に立入調査に入る異例の事態となっている。マイナンバー制度を根本から再検討し、廃止を含めた白紙からの見直しを求めること。また、今後も他の事業とマイナカードとの紐づけは中

止するよう国に求めること。

また、マイナ保険証のトラブルは国民・県民の命に直結する問題である。国保広域化で保険 者となった県は、市町村と協力し現行保険証を残すこと。

- 4、今年10月からのインボイス導入は中止し、消費税の大幅減税を国に求めること。
- 5、10 月から福島県の最低賃金は時給 900 円となるが、この程度では異常な物価高騰に追いつかない。最低賃金審議会に対し、年度途中でも全国一律時給 1,500 円以上への引き上げを引き続き求めること。
- 6、岸田政権による軍事大国化を許さず、憲法9条を生かした外交をすすめ、日米韓の排他的、 ブロック的対応ではなく、地域のすべての国を包摂する安全保障の枠組みを推進し、東アジ アの平和構築を図るよう政府に求めること。
- 7、すでに92カ国が署名、68カ国が批准している国連の核兵器禁止条約に、唯一の戦争被爆 国の日本政府として直ちに署名・批准するよう、強く要請すること。
- 8、核廃棄物の最終処分方法さえ曖昧にしたまま、福島の原発事故の反省も教訓も投げ捨て「原 発回帰」へ大転換する岸田政権に対し、原発事故被災県の知事として中止を求めること。
- 9、政府税調は、新たに検討すべき課税対象について、これまで非課税としてきた退職金や通 勤手当、失業給付、生活保護給付、遺族年金、給付型奨学金など、サラリーマンはじめ国民 生活のあらゆる分野への課税を列記しているが、国民の生きる権利や学ぶ権利を侵害するも のである。税制の見直しに当たっては、生活費非課税、応能負担に基づく累進税制を原則と するよう国に求めること。
- 10、県民1人当たりの財政規模が全国3位の本県の財政力を生かし、医療・福祉、教育、ジェンダー平等度が全国最下位クラスの県政を、福祉型県政へ転換すること。
- 11、地球温暖化による異常気象で、県内でも「酷暑」が続いているが、県民の命が危険にさらされている。また、線状降水帯や台風・豪雨災害・干ばつへの万全な備えも求められている。 異常気象から県民の命と財産を守るため、あらゆる対策をとること。
- 12、旧統一協会と自民党との癒着は重大である。日本の政治をゆがめ、多くの被害者を出している反社会的集団、旧統一協会の解散を国に強く求めること。
- 13、今春の県立医科大学の理事長選考を巡る不透明な選定方法、今回の県立会津大学学長の不正行為の発覚など、県立大学をめぐる問題が連続発生している。設置者である県は、両県立大学に対し、「ガバナンス行動」の策定・公表を求め、大学の透明性確保と県民の信頼回復を図ること。

## 二、物価高騰から県民のいのち・暮らし・営業を守る対策を

1、物価高騰が県民生活に重大な影響を及ぼしている下で、国は影響緩和のための補助金を削減しようとしている。電気料金の再引き上げを認めないとともに、電力会社の黒字分は電気料金引き下げで消費者に還元させること。10月からの小麦の政府売り渡し価格の引き上げは行わないこと、ガソリン代の高騰抑制策を継続すること等、国民生活を守るあらゆる対策

を講じるよう国に求めること。

- 2、電気代滞納世帯に対し、電気の供給を止めることがないよう東北電力等の電気事業者に要請すること。
- 3、国の物価高騰対策の地方創生臨時交付金も活用し、県民に電気代負担軽減のための給付金 を支給すること。

特に、高齢者や低所得世帯は、電気代負担に耐えられず冷房を我慢し体調不良を招く事例 も起きている。国、県合わせて 3.6 万円の給付金だけでなく、県として更なる電気代の補助 を行うこと。

- 4、熱中症から身を守るため、県の公共施設を開放し電気代の心配なく過ごせるスペースを確保するとともに、市町村にも要請すること。さらに民間の大手スーパー等の一角にクーリングシェルターの確保を要請すること。
- 5、中小事業者の電気料金負担軽減のため、条件を付けずに直接補助を行うこと。また、農業 関連施設の電気代補助についても穀類乾燥設備等に限定せず、幅広く対象にすること。
- 6、電気料金高騰対策として県民の要望が高かった省エネ家電買い替え時の割り増しクーポン 券事業を再開すること。
- 7、コロナ特例で実施した生活福祉資金の緊急小口貸し付けを、物価高騰対策の一環に位置付け再開すること。緊急小口資金又は総合福祉資金の貸し付けを受け、償還開始時期に入っている世帯について、住民税非課税の場合は償還免除となる事や住民税非課税でなくても特別の事情がある世帯には特例措置が適用されることを周知すること。
- 8、異常気象による猛暑の中、社会福祉施設の冷房設備の電気代を補助すること。
- 9、原発維持のため、稼働していない原発に支払う基本料金を電気料金引き上げの原価に含めることは、国民の納得は得られない。料金の原価から控除するよう国、電気事業者に求めること。

# 三、汚染水・ALPS処理水の海洋放出強行に抗議し、原発ゼロと県民本位の復興を

- (1) 漁業者との約束を反故にした海洋放出は許されない、海洋放出決定の撤回を
- 1、全国世論調査では、引き続き風評被害に懸念88%、政府説明不十分81%などの結果が示されている。ALPS処理水の海洋放出の決定は、漁業者、国民との約束を反故にするものであり、関係者を愚弄するもので、撤回を国に求めること。
- 2、ALPS処理水については、専門家の提案を真摯に受け止め、抜本的な地下水抑制対策を 国と東京電力に求めること。
- 3、県は、東京電力の海洋放出実施計画について、専門家も参加する県廃炉安全監視協議会および技術検討会を開き、出された意見を国・東京電力に伝え実施計画に反映させること。
- 4、「原子力緊急事態宣言」が未だ解除されていないにも関わらず、岸田政権は原発回帰政策 を進めている。GX法は原発への依存が明らかであり、本県の復興計画とも相反するもので

ある。60年を超える運転期間の延長や新増設など原発回帰政策の撤回を求め、福島県から こそ「原発ゼロ」を発信すること。

#### (2) 復興と賠償について

- 1、本県の復興は、避難者を置き去りにし、惨事便乗型でイノベ関連の呼び込み型・大型事業が中心となっていることから、環境の回復や被災した住民に寄り添った生活インフラの整備、 生業の再建を中心とした復興に切り替えること。
- 2、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、地元の要望を踏まえ、被 災地の復興に資するものとすること。
- 3、東京電力に対し、第5次追補に基づく148万人の追加賠償に見合う体制の抜本的強化を求め、申請簡素化と迅速な支給につなげること。引き続き会津地域も含めた全県民への賠償を国に求めるとともに、県が給付金支給など以前と同様の対応を検討すること。
- 4、いわき市民訴訟の判決確定に基づく賠償金の支払いが原告に行われているが、いわき市民 全員に適用するよう東京電力に求めるとともに国の賠償指針の見直しを求めること。
- 5、農林漁業の賠償については、被害者の申請に基づき速やかに賠償するよう東京電力に求めること。

#### (3)被災者・避難者支援について

- 1、政府は、帰還を希望する避難者については元の住宅や周辺を特定帰還居住区域と認定し除 染することとしているが、生活圏の範囲を幅広くとらえ、帰還意思の有無にかかわらず除染 を実施すること。また、帰還を希望しない人について被害調査を行い、被災者生活再建支援 法の対象となるよう国に求めること。
- 2、避難指示解除後の地域の居住率は平均3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難者の実態に即した支援を継続すること。
- 3、避難地域を対象にした医療・介護の保険料や一部負担金の減免措置について、打ち切り方 針を撤回し、継続するよう国に求めること。
- 4、避難地域で住民が安心して住める環境を取り戻すため、事業者等への経営支援を行い、インフラ整備を促進すること。
- 5、国家公務員宿舎の2倍家賃請求や退去強要は行わず、この間の裁判や民事調停を取り下げること。
- 6、東日本大震災・原発事故以降、度重なる自然災害で心に傷を負いPTSDを抱える被災者 について、医療・教育の個別支援を強化すること。

## 四、新型コロナウイルス感染症再拡大への対応について

- 1、新型コロナ感染症が感染症分類 5 類に移行されたことにより、全数把握が行われなくなり 日々の感染状況が見えなくなっている。5 類移行直後との比較で確実に増加している感染状 況が多くの県民に理解されるよう、積極的な情報発信で注意を喚起すること。併せて、国に 基準を示すよう求めること。
- 2、症状が出ても検査で確認する人は少なく、実際の感染者数ははるかに多いと推測される。 国に無料検査の再開に向けた財源保障を求めるとともに、当面は県独自の無料検査事業を再 開させること。
- 3、感染者の重症化を防止するためのコロナ治療薬は、10月以降も公費負担を継続するよう 国に求めること。また、コロナ治療薬以外のコロナ関連の国の公費負担も継続を求めること。
- 4、新たな変異株による感染拡大が報告されている。県による変異株検出のためのゲノム検査 の頻度を高め、早期に確認して必要な対策に活かすこと。
- 5、コロナ感染症が風邪と異なる最大の問題点は後遺症が4人に1人程度で発症する点にある ことから、県内感染者への後遺症調査と対策を継続して取り組むこと。
- 6、飲食店、教育機関、福祉施設等での感染防止のためのかかりまし経費を補助すること。
- 7、RSウイルス、インフルエンザウイルスなど、多様な感染症が広がっているため、感染拡大によるいのちと健康への影響は依然厳しい状況が継続する。県民に対して感染状況を的確に情報発信し、注意喚起すること。

## 五、気候危機打開、再エネ・省エネの推進、災害に強い県土づくりに本気の取り組み を

- (1) 気候危機対応について
- 1、地球温暖化は、「沸騰化の時代が到来した」とされるほど深刻な状況になっている。政府 に対して石炭火力発電所を 2030 年までに廃止することを求めるとともに、県内の石炭火力 発電所の中止を事業者に求めること。
- 2、石炭火力発電の延命のための水素・アンモニアの利用は中止し、化石燃料や系統電力から の水素製造をやめるよう国、事業者に求めること。水素・アンモニア輸入を主な目的とする 小名浜港カーボンニュートラルポートの設備投資は行わないこと。
- 3、石炭火発や原発に頼らず、再生可能エネルギーを基本にしたエネルギー基本計画へ見直すよう国に求めること。
- 4、再生可能エネルギーの推進にあたっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心に据 え、乱開発、環境悪化、土砂災害等を防止するための条例を創設すること。また、林地開発 許可要件の抜本的見直し、許可後も事業者を指導・監督できるようにすること。
- 5、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助を増額すること。
- 6、県有施設での省エネの取り組みを促進するとともに、省エネ住宅建設、改修への補助の増額、省エネ家電への買い替えへの補助を再開すること。
- 7、神奈川県は全県立高校への再エネ100%を目指す計画を策定し取り組みを開始した。本県

においても、全ての県立施設への再エネ導入のため、計画を策定し推進すること。

8、県は、環境や資源、労働者の人権などに配慮し、より良い社会を目指す消費行動である「エシカル消費」の普及を推進すること。

#### (2) 災害対策について

- 1、大規模化、激甚化する災害が多発するもとで、被災者一人ひとりに寄り添い、生活再建の ため戸別訪問を行い具体的支援をおこなう災害ケースマネジメントを含む県の災害基本条 例を制定し、市町村と連携し進めること。
- 2、避難所については、性的マイノリティーへの対応や女性・高齢者への支援、トイレ、キッチン、ベッドについて 48 時間以内に整える「TKB48」を目標に据えるよう市町村を支援すること。避難所となる体育館にはエアコンを設置すること。避難所運営に女性の視点を取り入れること。
- 3、災害時に福祉避難所の設置と積極活用のため市町村支援を行うこと。定期的に福祉施設で の避難訓練を行うこと。
- 4、被災者の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金を上限額300万円から500万円 に引き上げるよう国に求めること。支援法の対象外の県独自の支援制度についても、要件を 緩和し全ての被災者を救済すること。
- 5、災害救助法の適用については、被災戸数にかかわらず、生命・身体に危険が生じているか などを鑑み柔軟に適用できるよう国に求めるとともに、災害救助法適用外の災害についても 全ての被災者を救済すること。
- 6、河川維持管理費を増額し、浚渫等の維持管理を日常的に行うこと。
- 7、遊水池の設置など、流域治水対策は住民が参加する仕組みをつくり推進すること。
- 8、河道掘削等で発生する建設残土の捨て場の確保、運搬等における住民生活や環境へ十分配 慮すること。

#### 六、商工業・観光・農林水産業の振興、食料危機対策について

- (1) 商工業、観光業を守ることについて
- 1、コロナの影響に加え、電気代等物価高騰による経費の増大に苦しむ中小企業・小規模事業者・ 観光業者への直接支援を行い、地域経済を守ること。
- 2、2023 年版中小企業白書は、中小企業を支援の対象ではなく淘汰する方向への転換を示唆するものとなっており、地域経済を守る政治の役割を放棄することは断じて認められない。地域経済の主役、中小零細事業者の経営支援を商工行政の柱に位置付けること。
- 3、想定外の物価高騰の中で、コロナ特例のゼロゼロ融資の返済がピークを迎える。物価高による上期倒産が昨年同期の4.4倍となり、下期は返済本格化で更に増加の可能性が指摘されている。ゼロゼロ融資の返済困難な事業者に対して、ゼロゼロ融資を別枠扱いとして新たな借り入れを認め事業継続を支援すること。返還免除等の支援策を行うなど、柔軟な対応を国

及び関係機関に求めること。

- 4、納税困難な事業者について、各種税の徴収猶予にとどめず、特例減免の実施などの支援策 を講じて廃業・休業を防ぐこと。
- 5、消費税の5%減税と、売上1,000万円以下の非課税事業者への新たな課税となるインボイス制度の導入中止を求めること。
- 6、省エネ住宅改修補助は希望者がすべて受けられるよう予算を増額し、地元業者の仕事起こ しに繋げること。

#### (2)農林水産業の振興、食料危機対策について

- 1、コロナの影響やウクライナ侵略、異常気象による生産の不安定化や新興国での需要の爆発 的増大等、食料危機が心配される下で、国の「農業・食料・農村基本法」の見直しに当たっ ては、カロリーベース 38%に落ち込んだ食料自給率の大幅引き上げを基本に据えるととも に、日本農業を担う9割を占める家族経営農家を守ることを明確にすること。
- 2、県も食料自給率向上の目標を持って取り組むこと。また、77 万トンのミニマムアクセス 米の輸入中止を国に求めること。
- 3、農産物の所得補償・価格保証、水田活用交付金削減の見直し、戸別所得補償制度の復活、 米価下落・物価高騰に対する直接支援を国に求め、県も農家への直接支援を行うこと。
- 4、輸入に頼る肥料・飼料の価格は、国際価格の高騰で重大な影響が続いている。価格高騰に 見合うよう補助基準を引き上げること。
- 5、本県の畜産農家は、原発事故後輸入飼料が多くを占めていることから、飼料の自給率を高めるための支援を強化し、畜産農家の経営が成り立つようにすること。
- 6、畜産で牛のゲップから排出されるメタンガスの温室効果は、CO2の25倍とも言われ削減が課題となる中、柿の皮やナッツ類の皮の使用等削減効果が確認されている。あんぽ柿の産地として、これらの研究成果の実用化に向け、研究と実用化を支援すること。
- 7、新規就農者支援センターの活用で、有機農業を希望する女性・若者の移住促進をはかり、 学校給食での利用を推進すること。
- 8、HACCPの 2024 年本格施行を前に、自宅で漬物加工に取り組んできた農家は、許可要件の高いハードルに、設備改修しないと要件を満たせないと不安が広がっている。許可要件緩和を国に求めるとともに、6次化、HACCPを推進する県として、取り組む農家の支援を強化すること。
- 9、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の導入促進に向け支援を強化すること。
- 10、県産材の活用強化とともに、林業アカデミーの卒業者も含めて林業後継者を直接・長期的に支援し、山の維持管理の継続を図ること。
- 11、漁業の放射能の検査体制や流通・販路拡大支援強化など、内水面漁業者を含め支援強化すること。

### 七、福祉型県政への転換で医療、介護の充実を

- (1) 子どもの健やかな成長と子育て支援について
- 1、国保税の子どもの均等割は県として全額免除にすること。
- 2、民間シンクタンクが発表した6月の赤ちゃん物価指数は9.3%と、一般の消費者物価指数3.3%を大幅に上回る数値となっている。子育て世帯の経済的支援を強化するため、県内でも進む保育料軽減について、3歳未満児を含む全ての児童の保育料ゼロを県の制度として創設すること。
- 3、子どもの事故防止のためにも、70 年来見直されていない保育士配置基準の早期見直しを 国に求めるとともに、事業者が独自に行っている加配に対して県が財政支援を行うこと。
- 4、保育士、学童クラブ支援員の処遇改善加算の適用が適切に行われるようにすること。県に 専任の担当課を設置すること。
- 5、放課後児童クラブの保育の質を高めるためにも、支援員は全日勤務に値する仕事として位置付け、運営費の補助基準を抜本的に引き上げるよう国に求めること。
- 6、児童発達支援センターの機能を福祉型と医療型を一体化する法改正が行われ、本県での取り組みが求められている。一体化に当たっては、事務職員増に加えて正規の専門職員を配置し、県内どこでも身近なところで支援が受けられるよう体制整備すること。
- 7、発達障害の理解と関心が高まる中で、可能性がある児童生徒の割合が 8.8%と報告されている。県総合療育センターの発達障害の検査を行う公認心理士が不足のため、検査が1年半待ちとなっている。解消のための増員を図るとともに、設備拡充、人員体制の強化を図ること。
- 8、発達障害の診断がついていない児童の支援について、保護者の希望に対応できるよう診療 体制を強化すること。
- 9、発達障害のボーダーラインの児童を受け入れている保育所、認定こども園に対して、診断 を受けた児童に匹敵する財政支援を保障するとともに、障がい児受け入れの補助基準額を大 幅に引き上げること。

#### (2) 高齢者が安心して暮らせるために

- 1、年金削減の一方で異常な物価高騰が高齢者の生活を脅かしている。次期介護保険事業支援 計画の策定に当たっては、国の負担割合を引き上げ介護保険料の基準額引き上げを行わない よう国に求めるとともに、この立場で市町村を支援すること。
- 2、介護保険の利用料原則1割の負担割合は引き上げないよう国に求めること。
- 3、年金だけでも入れる多床型の介護保険入所施設を増設すること。
- 4、高齢者が安心して住み続けられる地域づくりのため、市町村と共同で移動手段の確保のための多様な公共交通支援を拡充すること。福島市等が実施する無料のシルバーパスを県の制度とすること。併せて、タクシー代補助制度を創設すること。
- 5、高齢性難聴者の補聴器購入補助制度を創設すること。

6、後期高齢者医療保険の保険料を昨年の引き上げ前に戻すよう国に求めること。

#### (3) 障がい者福祉の増進

- 1、高齢障がい者の支援は、障がい者総合支援法に基づく支援を優先すること。
- 2、聴覚障がい者情報支援センターについては、多様化する情報サービスに対応するため、現在3人の職員体制を全国並みの6人に拡充できるよう県の委託費を大幅に引き上げること。

## (4) 医療、保健衛生行政の充実を

- 1、本県の人口当たりの医師数は依然として全国平均を下回り、その差は拡大していることを 重く捉え、医師確保対策に更に力を入れて取り組むこと。
- 2、深刻な産科医不足解消のため、確保に向け県として特別の対策を講じ、県内どこでも安心 して出産できる体制を整備すること。
- 3、新型コロナ感染症の経験を踏まえ、急性期病床の必要病床数確保のため、削減を基本とした県の地域医療構想、地域医療計画を見直すこと。
- 4、今後発生が予測される新たな感染症にも対応できるよう、保健所、衛生研究所の体制を抜本的に強化すること。
- 5、2024年10月から、国は診療報酬のオンライン請求を義務化したことに、医療機関からは 批判が出ていることを踏まえ、それぞれの医療機関がやりやすい方法を選択できるよう国に 見直しを求めること。
- 6、コロナ禍で低下したがん検診等の各種健診受診率向上のため、市町村間で格差が大きい自 己負担軽減に向け、県として補助制度を創設すること。
- 7、母性保護の観点から、生理休暇の取得しやすい環境整備に取り組むとともに、学校での児 童生徒の生理休暇も認めるよう条件整備を進めること。

#### 八、教育の充実と教育費の保護者負担軽減を

- 1、義務教育は無償とする憲法第26条に基づき、学校給食費の無料化を県の制度として実施すること。すでに、県内86%の市町村が全額無料や一部補助を実施している。
- 2、高校生のタブレット端末を公費負担とすること。また、県立高校のエアコン電気代は全て 県負担とすること。
- 3、今年のような酷暑は今後も続くことが予想される。学校体育館にエアコンを設置すること。 教室においても断熱材を入れて望ましい学習環境をつくる取り組みが始まっており、本県も 実施すること。
- 4、小中高校の学校トイレの洋式化を促進すること。トイレに生理用品を配備すること。
- 5、老朽化による学校のバスケットボードの落下事故を防止するため、総点検を行い、改修費用の予算を計上すること。他の学校設備についても総点検し、必要な予算を確保して学校の安全を担保すること。

- 6、本県の教員不足は、昨年度以上に深刻であり、多忙化も解消されていない。教職員を増や すため、標準法の見直しと義務教育費国庫負担を 1/2 に復元するよう国に求めること。県も 独自に正規教員を増員すること。
- 7、少人数学級を推進するため、小中高全学年で早期に実施するよう国に求めるとともに、県 独自に高校の30人学級を実施すること。
- 8、スクールサポートスタッフの処遇改善を行い、各校にもれなく配置すること。
- 9、特別支援学校の教員配置基準8対1を見直し、1人ひとりの児童にゆきとどいた教育を保 障すること。特別支援学校の教室不足解消に向けた計画を策定し実施すること。
- 10、県立高等学校改革後期実施計画について、高校統廃合は地域の衰退と生徒や保護者の負担増を招くことになることから、合意のない統廃合は行わず、関係住民の声を真摯に受け止め必要な見直しを行うこと。
- 11、生成AIについては、文科省は使用のガイドラインを策定するとしているが、教育現場で の活用は原則行わないこと。

## 九、学生や若者が希望をもって生きられる社会の実現のために

- (1) 学生等への支援
- 1、高校生等がいる低所得世帯への給付型奨学金の要件緩和で対象世帯を拡充するよう国に求めるとともに、県独自の制度を創設すること。
- 2、大学生等への給付型奨学金を創設すること。
- 3、本県は人口流出ワースト3位で、就職や進学時の県外転出が最大の要因となっている。活用が進まない県の奨学金返還補助については、呼び込み型の企業人材の確保を目的としたものにとどめず、県民支援の観点に立ち、県内出身の大学生等が県内に戻って就職しようと考える大きな動機付けとなるよう、制度の建付けを見直し、活用しやすい制度へと要件緩和・予算拡充等を行うこと。
- 4、県立大学の学費半減と入学金免除を行うこと。国公立、私立については国に求めること。
- 5、県教委が全県立高校に初めて行った調査で、校則について「見直しが必要」との回答が約 7割を占めた。見直しを前向きに進めるとともに、生徒の声を十分に生かし、人権尊重を基 本にした校則となるよう各学校を支援すること。

#### (2) 若者支援

- 1、単身の若者が公営住宅に入居できるよう要件を緩和すること。市町村支援も合わせて行うこと。
- 2、住宅セーフティネット制度の活用等で若者への家賃補助を行うこと。
- 3、移住者への住宅リフォーム助成制度は県内の住民も対象とすること。
- 4、青年労働者の半数が非正規不安定雇用である現状から、中小企業への直接支援で正規雇用を増やすこと。

## 十、全国からも遅れている本県のジェンダー平等の推進を

- 1、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を県として条例化し、市町村でも進むよう支援 すること。
- 2、同姓婚を認めないことについては裁判でも違憲判決が下されている。同性婚を認める民法 改正を国に求めること。また、LGBTQ(性的少数者)の人権を保障するための法整備を 国に求めること。
- 3、選択的夫婦別姓制度の早期実現を、国に求めること。
- 4、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう、国に求めること。
- 5、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、産むか産まないかを含めて女性の自己決定権を尊重すること。経口中絶薬を入手しやすい条件を整備し、女性の心身を傷つける掻爬法を行わなくても済むよう国に求めること。ようやく経口中絶薬が承認されたものの 10 万円、緊急避妊薬も1~2万円と高額であり、医師の診断が必要とされていることから、医師の処方箋がなくても薬局で入手できるよう国に改善を求めること。また、性暴力等被害者相談センター等への運営費補助を拡充すること。
- 6、生理用品を学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 7、女性が多い医療・介護・福祉・保育など、ケア労働者の処遇改善・賃金引上げを行うこと。 男女の賃金格差の是正・公表が企業や事業所に義務付けされたが、非正規雇用の実態を正し く反映したものとするよう改善を求めること。
- 8、今年度から県が実施する「女性活躍・働き方改革支援奨励金」について、企業の正規雇用 の転換を促進し働きやすい職場づくりに有効であり、制度と予算の拡充を行うこと。
- 9、会計年度任用職員の処遇改善を行い、労働時間は退職金が適用されるフルタイム勤務とすること。
- 10、県の女性管理職の割合は、教育分野は全国ワースト2位、校長、副校長・教頭の男女比は 小中高校で全国最下位である。教育分野及び知事部局における女性管理職を大幅に増やすこ と。意思決定の場の構成については、男女半々とする目標を掲げ早期に実施すること。
- 11、トイレについては、男女同数ではなく女性トイレの数が多くなるよう、県として設置者に 改善を図ること。

以上